

法学部学生が自発的に学習する授業 —各種アンケートの結果から—

法学部 沢田克己

1 はじめに

「法学部」といえば、学生は「法律」を勉強し、将来は法曹(裁判官、検事、弁護士)または官僚となるものというイメージが一般的であるように思われる。これらいずれにしても、資格試験または採用試験に合格しなければ、その職に就くことはできない。本学部の卒業後にかかる職業を目指すのであれば、学生は自ずとそのための(試験科目に該当する科目の)勉強を自発的に行うはずである。

しかし、現実には必ずしもそのような単純な対応関係がみられるわけではない。法学部が学生を対象に行った各種のアンケートの結果を通じてかかる状況を明らかにし、その理由を探ろう。

2 法学部学生の入学時の傾向

そもそも法学部に入学する学生の全員が法曹等の法律職を目指すわけではない。本学部が平成13年度新入生(昼の学生)を対象に春期ガイダンスの際に行ったアンケートの結果が、それを如実に物語っている。

本アンケートにおいて、次の質問項目があった。

あなたが法学部に入学する希望を持った主な理由は何? [2つまで回答可能]

- ①将来、法曹(弁護士・裁判官・検察官)になりたいから
- ②将来、公務員になりたいから
- ③将来の企業への就職試験で有利だから
- ④将来、大学院に進学したいから
- ⑤法学部で勉強する学問的な関心があったから
- ⑥知人(両親を含む)に勧められたから

⑦知人(両親を含む)が法学部に在学し、または卒業しているから

⑧その他

これに対する有効回答318の内訳は、次の通りである。①60(18.9%)、②82(25.8%)、③22(6.9%)、④10(3.1%)、⑤111(34.9%)、⑥15(4.7%)、⑦5(1.6%)、⑧13(4.1%)。

このように、法学部への入学動機にしてすでに、多岐に分かれる。入学時に抱く卒業後の希望進路の最多は①(法曹)ではないことがとくに目を引く。

ただし、新入生の多くが、卒業後の進路を考えた上で法学部への入学を希望するに至ったことは示されている。たしかに、本質問事項への8つの回答選択肢の中の最多は、卒業後の進路との関わりを否定する⑤である。しかし、①、②、③、④の回答を個別にカウントすれば⑤に比して少ないとはいえ、これらを合計すれば174(54.7%)となる。将来の進路を見据えて法学部に入学した学生が過半を占める。

法学部学生の入学時における希望進路の明確性を裏付けるのが、次の質問項目への回答結果である。

大学卒業後の進路について受験前に決めていましたか?

- ①強く希望している進路持って受験した
- ②一応考えている状態で受験した
- ③漠然とした状況での受験であった
- ④在学中に決めればよいと考えていた
- ⑤まったく考えていなかった

これに対する有効回答202の内訳は、次の通りである。①64(31.7%)、②91(45.0%)、③28(13.9%)、④15(7.4%)、⑤4(2.0%)。

最多は②であり、それに①を合わせれば155(76.7%)

となる。卒業後の進路をほとんど考えずに入学した学生は少数である。

3 法学部学生の卒業後の進路

では、卒業後に現実に進む進路はどうか。本学部の卒業生の進路は、必ずしも「法律」に関係する方向の一つにまとまっているわけではない。本学部卒業生の司法試験合格者は、平成12年度及び13年度においてそれぞれ1名にすぎない。

平成12年度(平成13年3月)卒業生で進路が判明している者のうち、最も多いのは公務員(53名、29.3%)である。そのうち国家公務員が15名(I種試験合格者は1名、II種試験合格者は14名)である。地方公務員は、38名である。就職先民間企業の業種は、多岐にわたる。産業分野で分けると、最多がサービス業の49人(27.1%。うち、法律事務所5人)であり、それに次ぐのが金融・保険業の33人(18.2%)である。法学部卒業生が公務員となる場合には、多少なりとも法律や政策立案に関わる部署に配属される可能性が高かろう。民間企業に就職する場合にあっても、法学部で学んだ専門知識が活用される場面はあるに違いない。しかし、専ら専門知識が求められる職場は多くはないであろう。

これは憂うべき状況というわけではない。本学部に限らず、全国の法学部は法曹の養成のみを目指しているわけではないからである。平成13年度司法試験合格者が最も多い東京大学法学部にあってすら、206名が合格したにすぎない。入学定員が590名であるから、単純に言うとするならば、およそ学生3人に1人の割合である。

現在、わが国の法学部には法曹界のみならず、行政、経済界など多方面からの人材供給の要請が寄せられており、また、全国の法学部はそれに応えるよう努めている。本法学部にあっては例外ではない。これと同時に、卒業後の指向性が多方面に分岐する学生が履修する授業科目が多様化しており、かつ、その中でも学生が自ら進んで学習する科目は個々の学生によって(場合によっては大きく)異なる。すなわち、司法試験科目だけが法学部学生の勉強の対象ではなく、また自発的に勉強する科目であるというわけではない。

4 学生の自発的学習

以上のように、法学部学生においては、いわば入口では卒業後の進路が明確化されている。出口においては、入口で比較的大きい割合を占めた法曹への道を進む者の数は大幅に減少するものの、(アンケート対象者が異なるので単純な比較はできないが)公務員となる者の比率はむしろ増加する。このような違いのある入口と出口の間にある学生生活において、学生はどのような科目について自主的に勉強に取り組んでいるのか。

法学部は平成13年度、法学部開設専門科目について学生による授業評価アンケートを行っている。今後、暫くの期間にわたって、継続的に実施される。本稿執筆の時点においては、平成13年度第1期の授業評価アンケートのみが実施済みである。本アンケートは、非常勤講師による不定期開設授業を除き、全ての法学部開設専門科目を対象として定期試験直前の授業において実施された。アンケート結果の信頼性に疑問が生ずることのないよう、実施、集計作業等は学務委員によって行われた。授業担当教員は、回答記入済みマークカードに全く手を触れていない。

本アンケートは昼の授業のみならず、夜間主コース授業についても実施された。なお、法学部においては昼の学生に夜間主コース授業を履修することを認めていないので、夜間主コース授業の評価には昼の学生は全く関与していない。

対象授業数は91(うち、講義45、演習46)である。そのうち夜間主コース授業は、講義が14、演習が1である。回収された回答カードの総数は3408(うち、講義2274、演習634)である。

アンケート結果は、第2期の授業アンケートの結果とともに一般に公開される。ただし、回答学生数が極めて少ない講義及び演習の評価結果にあつては、一人の学生の回答行動が評価全体に及ぼす影響が甚大であるため、これを公開すると誤解を招く可能性が高い。したがって、回答学生が5人未満の講義及び演習については、アンケート結果は一般には公開しないこととされている。以下においても、この基準に従って、回答者数が5未満の講義1及び演習5については論述の対象から除く。

本アンケートの37の質問項目のなかに、学生がどの科目について自ら勉強しているかを暗示するものがある。下記のものである。

自ら進んで、この授業のために授業時間外の学習をした。

- ①あてはまる
- ②どちらかといえばあてはまる
- ③どちらかといえばあてはまらない
- ④あてはまらない

この質問項目の直前に、当該の授業では授業時間外の学習(予習・復習等を含む)が求められたか否か、また、求められた授業時間外の学習を指示通りに行ったか否かを問う質問がある。したがって、本質問事項に対しては、教員から求められることなく学生が自発的に勉強をしたか否かが答えられているはずである。

全体の回答数は、講義について①は262、②は476、③は862、④は1138である。演習について①は236、②は222、③は120、④は51である。

①の回答数に2を乗じ、②の回答数に1を乗じ、③の回答数に-1を乗じ、④の回答数に-2を乗じて得た数を合計し、回答総数で除した平均(以下、「平均点」という)は、講義全体で-0.77、演習全体で0.74である。この平均点が正の数であることは、自発的な授業時間外学習が行われる傾向が強いことを意味する。負の数である場合は、その逆である。

さて、個別の授業についてはどうか。前述の平均点が正の数となったのは、44の講義のうち8である。一方、演習については、41のうち39という圧倒的な部分において正の数を得られた。正の数を得た講義は、具体的には次の通りである。

科目名	担当教員	学生数	平均点
ドイツ社会文化論 I	フョーク助教	8	1.50
労働団体法 I *	國武教授	7	0.57
比較法文化論*	松本助教	29	0.52
フランス論証文化論 I	岡崎講師**	27	0.44
ドイツ法文化論 I	バーマン助教	5	0.40
英米法文化論2001	ダースト助教	8	0.38
アジア社会文化論2001	丁助教	10	0.20
知的財産法 I *	渡邊助教	35	0.06

*は夜間主コース授業

**は非常勤

受講者数との関係はどうか。上掲の8講義の平均受講者数(より正確には、回答者数)は、16.1である。平均点が負の数となったそれ以外の講義の平均受講者数は、67.2である。平均点が負であった36講義の内、聴講者数が16.1を下回ったのは8講義である。

以上の結果から、次の点に注目できる。第一に、演習にあっては講義におけるよりも自発的な授業時間外学習が行われる傾向が強い。法律系の講義であって平均点が正であるのは、夜間主コースのものだけである。第二に、語学系の授業にあっては、自発的な授業時間外学習が多い。とくに、昼の講義で平均点が正であるのは、語学系のみである。なお、本稿においては示さないが、いわゆる六法系の講義にあっては、平均点が負であっても比較的高いものが多い。第三に、受講者数の少ない講義において、自発的な授業時間外学習がなされる傾向が強い。

このような学生の自発的学習の傾向の理由を説明するとすれば、次のように言うことが可能であろう。まず、昼の学生は、演習について自発的学習を多く行っている。夜間主コースに設けられた演習は1のみであり、40の演習が昼に開講されている。そのうち38演習の平均点が正であるので、昼の学生は講義よりも演習について自発的学習を積極的に行っているといえる。演習においては予習、調査が必要であることがその理由の一つであることには、疑いがない。しかしよ

り根本的な原因は、演習においては学生の興味、関心に直結した特定のテーマが取り上げられ、あるいは将来の資格試験や採用試験の受験に有益な授業がなされることにあると捉えることができる。また、講義において基礎的な知識を獲得し、それを応用し発展させる場として演習を位置づける学生にとっては、演習こそが自己の能力を傾注すべき局面となる。

第二に、語学系の授業について自主学習がなされる傾向が強いのは、教員からの指示がなくとも、自ら予習復習をはじめとする自主学習を行わなければ授業についていけないからであろう。必要に迫られた結果であると思われる。

第三に、少人数の授業について自主学習が行われる傾向があることは、(自主学習が不可欠な)語学系の授業の履修学生数が少ないことの反面にすぎないと思われる。すなわち、履修学生数が少ないがゆえに自発的学習が行われているわけではない。事実、履修学生数が16.1を下回る講義であるからといって、平均点が高いわけではない。全体的に自発的学習が多くなされている夜間主コース授業の一つであって、聴講学生数11の講義において、-1.00の平均点がみられた。

なお、必ずしも包括的かつ厳密な分析を行ったわけではないが、本質問事項への回答と他の質問事項への回答との間には有意な関連性が認められないようなので、これについては言及を差し控える。

5 むすび

法学部には、昼の授業を聴講する学生と主として夜間開講の授業を聴講する学生が所属する。両者の間には、自発的学習の観点からみて異なる傾向がみられる。法学部においては、平成13年度における試行を経て平成14年度にCAP制とGPA制を正式に導入する予定である。これら両制度は学生の履修科目登録行動に影響を及ぼすと同時に、自発的学習の傾向を変化させるであろう。本学部のGPA制においては演習はGPAの計算の対象から外されるため、とくに、昼の学生が講義の勉強に力点を移動させることが予想される。

なお、司法試験その他の資格試験、公務員採用試験等のための(直接に当該の授業そのものためのもの

とはいえない)勉強は、学生による授業評価アンケートの「自ら進んで行った授業時間外学習」には含まれていない可能性が高い。このアンケートにおいては、当該の特定授業のための時間外学習の有無が問われているからである。したがって、例えば法律系の授業のための授業時間外学習が少ないとの結果があっても、学生がその科目の勉強を自発的に行っていないと直ちにはいえないことを付言しておく。

[付記] 学生による授業評価アンケートのデータ分析には、法学部兵藤守男教授(学務委員)の協力を得た。記して、感謝申し上げる。